

日本学生支援機構給付奨学金の推薦基準について

大阪府立福井高等学校

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

(1) 人物について

以下の全てに該当すること

- ①進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ②出欠状況・授業態度など規則正しい学校生活を送っている

(2) 健康について

修学に耐えられると見込まれる

(3) 学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること(社会的養護を必要とする生徒等(注)は③に該当すること)

①以下のいずれかに該当する

- ア：調査書における学校成績概評が「A」に該当する
- イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

②ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する

- ア：課外活動(部活動含む)に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
- イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
- ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

(i)：調査書における学校成績概評が概ね「B」に該当する

(ii)：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる

③以下のいずれかに該当する

- ア：評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある
- イ：進学先での学修に対する意欲が認められる

(4) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し(社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること)、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ①市区町村民税所得割を課されていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること)
- ②生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
- ③以下(注)の施設等に入所していること(生徒等が 18 歳時点で入所していた(又はしていることが見込まれる)こと)

(注) 社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所している(生徒等が 18 歳時点で入所等していた(又はしていることが見込まれる))生徒等をいう。

- ①児童養護施設 ②児童心理治療施設 ③児童自立支援施設 ④児童自立生活援助事業を営む者
- ⑤小規模住居型児童養育事業を営む者 ⑥里親